

# 岐阜県公報

第二千九百八十五号  
平成三十年九月二十八日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 六二五

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

(国民健康保険課) 六二五

岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則

(都市整備課) 六二六

### 告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

(環境管理課) 六二六

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除

(同) 六二六

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

(同) 六二七

保安林の解除をしようとする旨の通知  
道路の区域変更

(治山課) 六二七  
(道路維持課) 六二七

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 六二八  
(同) 六二九

公共測量の実施  
土地区画整理事業の換地処分  
落札者等に関する公示

(用地課) 六三一  
(都市整備課) 六三二  
(会計課) 六三二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成三十年九月二十八日

## 規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「六、一〇〇円ただし」を「六、四〇〇円。ただし」に、「四、〇〇〇円」を「四、一五〇円」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険法施行細則(平成三十年岐阜県規則第二号)の一部を次のように

改正する。

第三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 協議会の庶務は、健康福祉部国民健康保険課において処理する。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(特別交付金の額等)

第五条 特別交付金の額は、算定政令第六条第六項に規定する額とする。

2 特別交付金の交付については、概算払をすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則(平成六年岐阜県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「されるもの」を「されるもの」次に掲げる基準」に改め、同条第三号中「令第十九条に掲げる区域において」を削り、「もの」を「もの」次に掲げる基準」に改め、同条第四号及び第五号中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第四号」に、「もの」を「もの」次に掲げる基準」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示 二示

岐阜県告示第四百八十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 要措置区域

大垣市神田町二丁目一番三及び四、三五番並びに三五番並びに西崎町四丁目一番三及び二六番一の各一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 土壌汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置  
地下水の水質の測定

岐阜県告示第四百八十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成三十年岐阜県告示第二百七十六号により指定した区域(羽島郡岐南町上印食三丁目一五二番の一部)の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類



公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

なお、その届出書等は、平成三十年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス那加桐野店

各務原市那加桐野外二ヶ所大字入会地字中野五番三 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十一年五月十九日

県道	美大並和線	郡上市八幡町西乙原字船渡切二四九三番地先から	前	五〇・八三	一六四・〇
	同市同町同字同二四七〇番地先まで		後	一〇・七	一六四・〇

五 大規模小売店舗の概要

届出事項	氏名又は名称	株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名	代表取締役 宇野 正晃
小売業を行う者	住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福岡ビルS館四階
	その他小売業を行う者	
店舗面積の合計	駐車場	一、六五六平方メートル
	駐輪場	縦覧による
施設の配置に関する事項	駐輪場	縦覧による
	荷さばき施設	二四台
施設の運営方法に関する事項	管施設	縦覧による
	小売業を行う者の閉店時刻	一三・五立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の閉店時刻	午後九時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午後一〇時
項	駐車場の自動車の出入口	午前八時三〇分～午後一〇時三〇分
	駐車場の自動車の出入口	一箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧による	午前六時～午後二時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミタヤ

三 建物の名称及び所在地

トミタヤ島店

岐阜市島田二丁目八番一四号

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び住所

(変更前) フードセンタートミタヤ島店

岐阜市島田二丁目八番一四号

(変更後) トミタヤ島店

岐阜市島田二丁目八番一四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社フードセンター 富田屋 代表取締役 大平 克郎

大垣市伝馬町三三番地

KIKUYABAKE 勅使河原 健一

岐阜市加野一四九九番地一

(変更後) 株式会社トミタヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上二六八

KIKUYABAKE 勅使河原 健一

岐阜市加野一四九九番地一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミタヤ

三 建物の名称及び所在地

羽島 Wing151

羽島市小熊町島一丁目四六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミタヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上二六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上 一六八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史 外八者

瑞穂市田之上 一六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治 外八者

瑞穂市田之上 一六八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

本巢ショッピングプラザ

本巢市曾井中島宮前一〇一八 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上 一六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上 一六八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上 一六八

株式会社正礼堂 代表取締役 吉田 泰広

大垣市郭町一丁目七三

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上 一六八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年九月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年九月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ笠松店

羽島郡笠松町長池字西流二二二番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上一六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上一六八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 芋縄 隆史

瑞穂市田之上一六八

株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 勝田 信弘

大阪府大阪市中央区城見二丁目四番七〇号 住友生命OBPプラザビル

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治

瑞穂市田之上一六八

株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 林田 邦博

大阪府大阪市中央区城見二丁目四番七〇号 住友生命OBPプラザビル

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成三十年七月十日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

恵那市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県地方公務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県地方公務局

二 作業種類

公共測量(地図作成)

三 作業期間

平成三十年九月十四日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

美濃加茂市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富加町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

富加町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成、数値図化、数値地形図）

三 作業期間

平成三十年九月十二日から

平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

加茂郡富加町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業期間

平成三十年八月二十一日から

平成三十一年三月二十二日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、

輪之内町及び安八町

土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、羽島市から羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業の換地処分を平成三十年八月二十四日に行った旨、届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物田等の名称及び数量 指紋認証装置及びライセンス 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年 7月18日
- 4 落札者を決定した日 平成30年 8月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号  
株式会社日立システムズ中部支社  
支社長 河田 淳一
- 6 落札金額 40,802,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係  
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号